

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第七十条の二第六項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第五項の規定に基づき親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置（令和二年金融庁告示第十一号）の一部を次のように改正する。

令和二年 月 日

金融庁長官 遠藤 俊英

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第七十条の二第六項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第六項の規定に基づき親会社 が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならぬ業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 主要子会社 金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第六項の規定に基づき金融庁長官が指定するその親会社が外国会社である金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）であつて、我が国の金融システムにおけるその業務の状況等を勘案した重要性及び当該親会社を含むグループにおける重要性に鑑み、第三条に規定する内部T L A C額の維持が必要な者として別表の第一欄に掲げる者をいう。</p> <p>〔三・四 略〕</p>
改正前	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第七十条の二第六項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第五項の規定に基づき親会社 が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならぬ業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 主要子会社 金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第五項の規定に基づき金融庁長官が指定するその親会社が外国会社である金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）であつて、我が国の金融システムにおけるその業務の状況等を勘案した重要性及び当該親会社を含むグループにおける重要性に鑑み、第三条に規定する内部T L A C額の維持が必要な者として別表の第一欄に掲げる者をいう。</p> <p>〔三・四 同上〕</p>

(連結の範囲)

第四条 「略」

2 川下連結告示第四条の規定は、主要子会社が子法人等を有する特別金融商品取引業者である場合の当該主要子会社に係る内部TLAC額及び最低所要内部TLAC額の算出について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項の規定にかかわらず、第二条の算式」とあるのはそれぞれ「金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第六項の規定に基づき親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置（令和二年金融庁告示第十一号）第三条の規定」又は「金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第六項の規定に基づき親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置（令和二年金融庁告示第十一号）第二条の算式」と、「連結自己資本規制比率」とあるのはそれぞれ「内部TLAC額（同告示第二条に規定する内部TLAC額をいう。次項において同じ。）」又は「最低所要内部TLAC額（同告示第二条に規定する最低所要内部TLAC額をいう。次項において同じ。）」と、同条第二項中「連結自己資本規制比率」とあるのはそれぞれ「内部TLAC額」又

(連結の範囲)

第四条 「同上」

2 川下連結告示第四条の規定は、主要子会社が子法人等を有する特別金融商品取引業者である場合の当該主要子会社に係る内部TLAC額及び最低所要内部TLAC額の算出について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項の規定にかかわらず、第二条の算式」とあるのはそれぞれ「金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第五項の規定に基づき親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置（令和二年金融庁告示第十一号）第三条の規定」又は「金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第五項の規定に基づき親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置（令和二年金融庁告示第十一号）第二条の算式」と、「連結自己資本規制比率」とあるのはそれぞれ「内部TLAC額（同告示第二条に規定する内部TLAC額をいう。次項において同じ。）」又は「最低所要内部TLAC額（同告示第二条に規定する最低所要内部TLAC額をいう。次項において同じ。）」と、同条第二項中「連結自己資本規制比率」とあるのはそれぞれ「内部TLAC額」又

は「最低所要内部TLAC額」と読み替えるものとする。

は「最低所要内部TLAC額」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和二年五月一日から適用する。